

平成28年熊本地震義援金募集要綱（第2版）

1 趣 旨

平成28年4月14日の熊本県熊本地方を震源とする地震により、県内各地において人的被害をはじめ、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、熊本県の全市町村に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会ではこのたびの災害が大きな災害であったことを受け、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施しますので、お知らせいたします。

2 義援金の名称

平成28年熊本地震義援金

3 実施主体

社会福祉法人 中央共同募金会

4 受付期間

平成28年4月18日（月）から平成28年6月30日（木）まで

5 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162585	(福)中央共同募金会 熊本地震義援金
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0124323	(福)中央共同募金会
三井住友信託銀行	本店営業部	普通預金 0180014	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行：本店・支店間の窓口からの振込手数料は無料（ATMも含む）

※りそな銀行：りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行からの本支店間の振込手数料は無料（ATMも含む）

※三井住友信託銀行：三井住友信託銀行の窓口やATM（カードに限る）、三井住友信託ダイレクトでの振込手数料は無料

6 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額、義援金募集をしている熊本県共同募金会に送金いたします。

募集要綱②（中央共募受付分）

7 義援金の配分

中央共同募基金会より送金された義援金については、熊本県の行政、熊本県共同募基金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき、熊本県の各市町村を通じて被災者に配分されます。

8 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の適用対象となります。

①各金融機関等での振入金受領証、または②中央共同募基金会発行の領収書をもって税制上の優遇措置対象となります。

なお、①の場合、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、本「平成28年熊本地震義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて必要となります。

9 領収書の発行について

寄付者が義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合は、「領収書希望者名簿 <様式2>」に必要事項を記入のうえ、義援金を送金した際の送金控 <様式3>と一緒に兵庫県共同募基金会へFAX送付して下さい。

後日、中央共同募基金会より領収書を発行します。

10 問い合わせ先

社会福祉法人 中央共同募基金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

Tel:03-3581-3846 Fax:03-3581-5755